

(別表1)

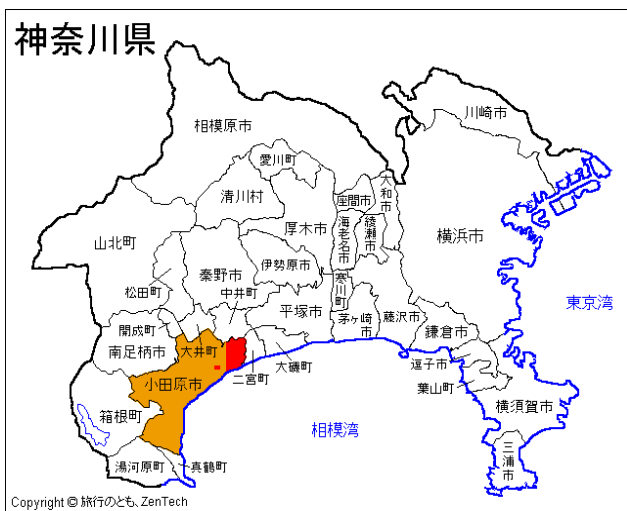
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

<立地・環境>

- ・ 当会地域は、小田原市の小竹・小船・上町・中村原・沼代・羽根尾・前川・山西地域の、東端約9k㎡のエリアで人口は10,925人（世帯5,012）※R7年4月1日現在
- ・ 当会地域である小田原市東部は、大磯丘陵（地塊）の西南部にあたり、大磯丘陵は主に、表層の関東ローム層、その下の粘土・砂礫からなる洪積層で構成されており、さらに下層は岩盤となっている。丘陵地はみかんを主とする樹園地が形成され、国府津－松田断層帯を境にして、市中央部の平野地である足柄平野と接している。
- ・ 地区内に鉄道の駅は無く、隣町のJR二宮駅または国府津駅から路線バスを利用することになり、公共交通の利便性においては弱みとなっている。
- ・ 車でのアクセスは、国道1号線と小田原厚木道路(二宮IC)、西湘バイパス(橋IC)が通っており、東名高速道路も秦野中井ICまで10分程と便利な条件にある。
- ・ 小田原市全体の高齢化率は31.07%で、県内平均の25.9%より高い。※令和7年6月30日現在



※一番濃い色(赤色)の部分が当会のエリア
※当会地域の範囲に氾濫可能性のある河川は中村川である。

(1) 地域の災害リスク

①風水害災害における洪水・土砂災害被害の想定

ア 洪水ハザードマップ

想定しうる最大規模等の降雨により河川（中村川）が氾濫した場合に、浸水が想定される区域及び避難所を示している。中村川沿いの小竹地区・小船地区・中村原地区・山西地区には5.0m未満までの洪水が想定されている。

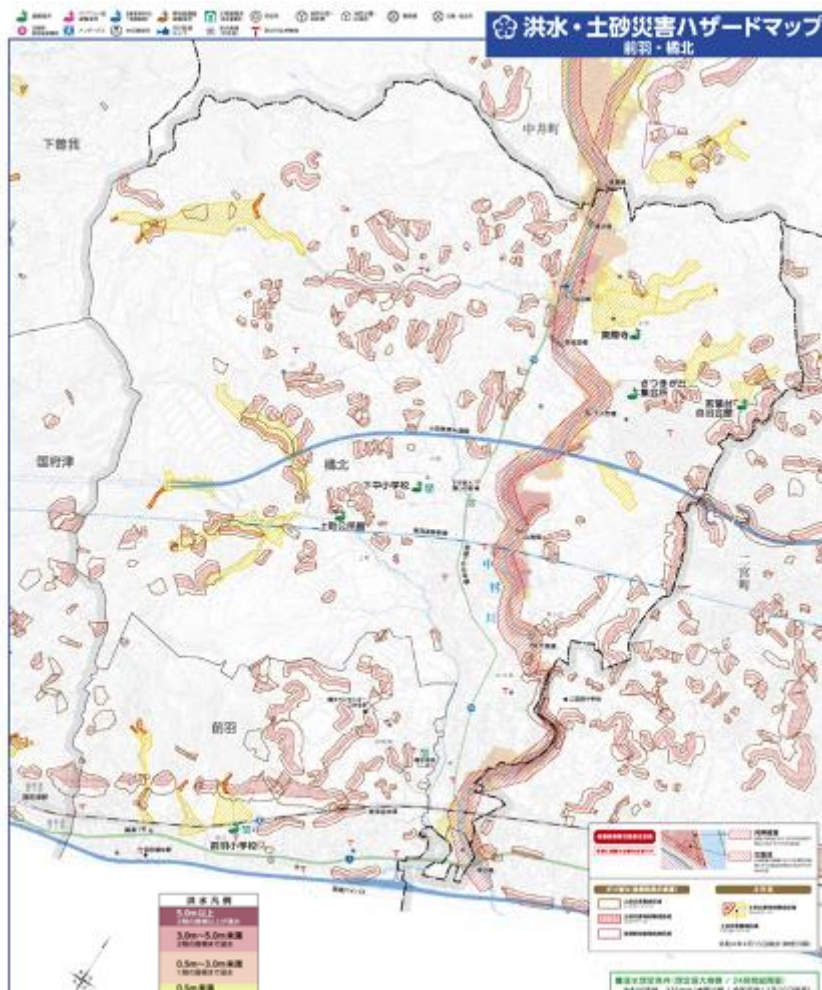
この地域では、小竹地区（20者）・小船地区（15者）・中村原地区（50者）・山西地区（5者）が立地している。県道709号線新坂呂橋から遠藤橋の小竹地区は中村川の浸水想定地域となっており、商業者を中心に10者程度が立地している。

イ 土砂災害ハザードマップ

集中豪雨や台風に伴う豪雨等により、土石流やがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を示している。

土砂災害によってJR東海道線、国道1号線の寸断といった被害が想定されるため、交通・通行・輸送面に甚大な影響が及ぶ可能性がある。

土砂災害特別警戒区域に工業団地のある羽根尾地区が指定されている。また、比較的事業者や住宅の多い前川地区や小竹地区のなかに土砂災害警戒区域に指定されている地域がある。



※参考：洪水・土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/546081/1-20220826123734.pdf>

②地震・津波被害の想定

ア 地震ハザードステーション (J-SHIS) による地震想定

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテ (2024年基準) によると、今後30年間に震度6強の地震に見舞われる確率としては17.2%と想定されている。

※地震ハザードカルテ小田原市国府津2丁目付近より算出

| □ 30年、50年地震ハザード | | | |
|--|-----|------|------|
| 超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。 | 30年 | 震度5弱 | 99.8 |
| | | 震度5強 | 93.2 |
| | | 震度6弱 | 59.6 |
| | | 震度6強 | 17.2 |

イ 小田原市の地震・津波被害の想定

神奈川県地震被害想定調査報告書 (令和7年3月) に基づく地震、津波による被害想定は次のとおりです。

| 想定地震 | 説明 | 建物被害 全壊棟数 | 建物被害 全壊棟数 (津波) |
|-----------|---|--------------|----------------------|
| 南海トラフ巨大地震 | 南海トラフを震源域とする地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震。本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。 | 90 | 20 |
| 神奈川県西部地震 | 神奈川県西部を震源域とする地震。 ※過去400年の間に同クラスの地震が5回発生している。 | 2,580 | 20 |
| 大正型関東地震 | 相模トラフを震源域とする地震。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。 ※30年間の発生確率は0%から0.5%。 | 17,190 | 220 |
| 都心南部直下地震 | 首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。 ※30年間発生確率：約70% | 10 | 10未満 |
| 東海地震 | 駿河トラフを震源域とする地震。本市は「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。 | 30 | 20 |

※参考：神奈川県地震被害想定調査

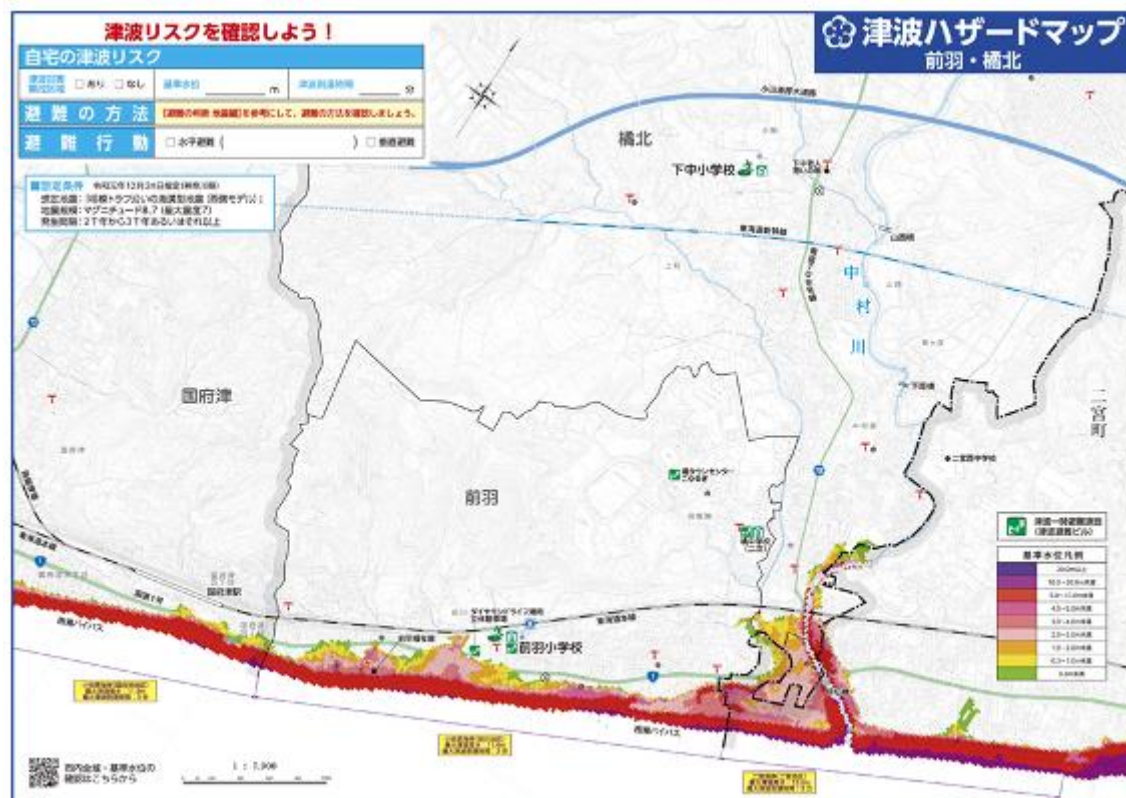
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/p15579.html>

ウ 津波災害警戒区域

当市は、県が平成27年3月に公表した「津波浸水想定」に基づき、神奈川県知事より特に整備すべき土地の区域として令和元年12月に「津波災害警戒区域」が指定されている。

当会地域における「津波災害警戒区域」のうち、前川地区は、最大津波高さ11.6m、最大津波到達時間3分と想定されている。当会所在地においても津波4.0m未満の地域と想定されている。事業者としては、前川地区(30者)・中村原地区(一部)が指定されており、幅広い業種の事業者が立地している。中村原地区ではスーパーが被災する可能性がある。

津波による浸水被害によりJR東海道線、国道1号線、西湘バイパスの寸断といった被害が想定されるため、交通・通行・輸送面に甚大な影響が及ぶ可能性がある。



※参考：小田原市津波ハザードマップ

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/546081/1-20220826123734.pdf>

③特殊災害に係る想定

小田原市防災計画では、特殊災害として、火山災害、雪害、船舶災害、油流出等海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、を想定している。

当地区においては、火山災害による降灰、大雪等災害・鉄道災害・道路災害による交通の途絶、火災等による災害が想定される。

④感染症リスク

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。今後、新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得していないウイルスが、全国のかつ急速にまん延すれば当会地域においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

小田原市では、重症化しやすい新型インフルエンザが流行した場合、最大、入院患者が約3,000人、死者が約1,000人発生することを想定している。

また、従業員については、国民の25%が流行期間（約8週間）に感染・発症した場合、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されている。

⑤情報セキュリティリスク

ランサムウェア等サイバー攻撃により、システム停止、情報漏えい、コンピュータウイルスの拡散が発生する可能性がある。また、システム停止に係る復旧費用や、営業機会損失が発生する恐れがある。加えて、サプライチェーン攻撃により、サプライチェーン全体に影響を及ぼす可能性がある。

当会においては、サイバー攻撃により利用しているパソコンを第三者に操作され、システム停止、個人情報漏えいのおそれがある。

(2) 商工業者の状況

当会地域は、小田原市の小竹・小船・上町・中村原・沼代・羽根尾・前川・山西で地区ある。

①商工業者数 321 者

(内訳)

| 商工業者数 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食・宿泊業 | サービス業 | その他 |
|-------|------|------|-----|------|--------|-------|-----|
| 321 | 49 | 39 | 18 | 94 | 30 | 61 | 30 |
| 構成比% | 15.3 | 12.1 | 5.6 | 29.4 | 9.3 | 19.0 | 9.3 |

※商工業者数は平成 26 年経済センサスによる。

②小規模事業者数 283 者

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ア 災害対策の組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練
- イ 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄・整備
- エ 水防、消防その他の応急措置
- オ 市域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- カ 警報の伝達及び避難の勧告
- キ 被災者に対する救助及び救護措置
- ク 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- ケ 被災者に対する罹災証明の発行
- コ その他災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置
- サ 市域内にある公共的団体及び住民防災組織の育成指導

(ア) 地域防災計画の策定

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施するものとして策定している。

(イ) 防災に関する情報提供

- ・当市は、防災行政無線を始め複数の手段を用いて情報を発信している。（防災行政無線・テレホンサービス・防災メール・テレビ放送・FMおだわら・緊急速報メールなど・ホームページ・広報車・Yahoo!防災速報・J：COM防災情報サービス、おだわら防災ナビ）
- ・自治会や各種団体等が開催する防災に関する講演、勉強会等の場に市職員が趣いて「防災教室」を開講し、本市の防災対策や家庭でできる防災対策等の説明、アドバイスを行っている。

(ウ) 予防対策

当市は、予防対策として、自主防災組織育成強化を図るための研修・訓練の実施、建造物等に係る耐震性の向上や防火装置設置の促進を基本とした災害予防の推進を行っている。

(エ) 防疫対策

当市は、災害時における感染症等の発生及び流行の防止を図るため、迅速、的確に防疫対策を実施する。被災地域又は避難所の状況に応じて防疫活動を実施するとともに、被災者に薬剤を配布して自主防疫を指導する。

②当会の取組

ア 広報・周知活動

- ・事業者の事業継続計画（BCP）に関する国等の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの周知
- ・個別相談における事業継続力強化計画・事業継続計画（BCP）策定支援

【事業継続計画策定支援件数】

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 3件 | 3件 | 3件 | 1件 |

イ 事業者 BCP に係る活動

会員福祉共済等、BCP に必要な損害保険への加入推進

ウ 非常持ち出し用品の整備

令和3年1月 非常持ち出し用品一式購入

II 課題

- ・小規模事業者は、災害時における情報収集手段や、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が十分とは言えず、事前にリスクを洗い出す必要がある。
- ・想定したリスクを自社の状況に合わせ対策を講じる必要がある。
- ・情報セキュリティのリスク想定、リスク対策を講じる必要がある。
- ・当会における事業者の事業継続力（BCP）策定支援は、相談における個別対応や、広報・周知活動にとどまっている。

III 目標

本計画では、以下の2点を目標として設定する。

(1) 事業継続力強化

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害・感染症・情報等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。特に情報セキュリティについては事例を踏まえわかりやすく周知する。
- ・小規模事業者に対し、自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むための「事業継続力強化計画」の策定を支援する。
- ・「事業継続力強化計画」策定事業者等に対し、実効性のある施策推進や訓練等を含めた事業継続計画（BCP）策定を支援する。
- ・事業継続計画（BCP）策定事業者に対しては、計画の改善や訓練等のフォローアップを行い、PDCA サイクルを回す。

(2) 発災時等の被害状況の把握や応急復旧活動

- ・発災時等における連絡体制を円滑に行うため、県・当市・当会や関係機関との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援や復旧対策、拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(実施目標)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| BCP 策定支援事業者数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| フォローアップ延べ回数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

(3) その他

- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 認定日～令和 13 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

小田原市橋商工会と小田原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

ア 小規模事業者のリスク把握

巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

イ 広報周知活動

・ 当会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・ 情報セキュリティに係るリスク想定、対策のため、事例を踏まえたわかりやすい研修会を実施する。

・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

※参考－商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

・ 財産のリスク：火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償、自動車運行に伴う事故の賠償補償

・ 休業のリスク：事業主・従業員の休業所得補償、災害に伴う営業損失補償

・ 経営のリスク：取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え、事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え、廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立

・ 自動車のリスク：自動車運行に伴う事故の賠償補償

・ 労災事故のリスク：業務災害の管理者賠償責任補償

・ 情報セキュリティのリスク：事故発生時の対応費用補償、第三者への賠償補償、営業継続費用の補償

ウ 事業継続力強化計画・事業者 BCP の策定支援

・ 小規模事業者に対し、自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むための「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。

・ 「事業継続力強化計画」策定を行った小規模事業者や事業継続力の強化を図る小規模事業者に対し、災害時に実効性のある施策の推進、効果的な訓練等、事業継続計画（BCP）策定の支援を行う。

②商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、本計画と並行して「事業継続計画」を策定（別添）。

③関係団体等との連携

神奈川県商工会連合会の専門家派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした事業継続力強化計画の普及啓発セミナーや BCP 計画策定支援、また、保険会社等と連携し、災害補償としての損害保険等の紹介等を実施する。

関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。また、近隣商工会等、支援機関とセミナー等を共催する。

④事業継続力強化計画・事業者 BCP 策定後のフォローアップ

事業継続力強化計画の策定支援を行った小規模事業者に対して、計画・取り組み・訓練等、計画の進捗状況を把握する。また、必要に応じて防災士や中小企業診断士等の専門家がフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消を支援する。加えて、事業継続計画（BCP）へのステップアップを行う場合は、策定の支援を行う。

BCP の策定支援を行った小規模事業者に対して、計画・取り組み・訓練等、計画の進捗状況を把握する。また、必要に応じて防災士や中小企業診断士等の専門家がフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消を支援する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

自然災害や感染症が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を必要に応じて実施する。また、本市が行う総合防災訓練等に協力する。

当会は、商工会 BCP に基づき必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

発災時には、人命救助、自分自身の安全確保を第一とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

ア 自然災害発生時

・発災後、速やかに職員の安否確認、大まかな被害状況、参集可能人数等の確認を行う。

※商工会 BCP によりあらかじめ定めた安否確認システムを活用し確認を行う。

役職員の安否を即座に確認。非常時連絡網による連絡（安否確認システムと同時に実施）により業務従事の可否確認

・安否確認の後、確認結果や大まかな被害状況等を当会と本市で共有する。

イ 新型コロナウイルス感染症等発生時

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神奈川県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

ウ 情報セキュリティ事故発生時

・個人情報保護委員会等、それぞれの状況に応じた報告対応等を支援する。

②応急対策の方針決定

当会は、自然災害において、安否確認や、大まかな被害状況等の確認・共有をした時点において、被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を協議、決定する。

| 被害規模 | 被害の状況 | 応急対策の想定 |
|-----------|--|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保を優先 ・相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別な応急対応は行わない。 |

※被害状況の確認が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| 時期 | 共有間隔 |
|---------|-------------------------------------|
| 発災後～3日目 | 1日に2回共有する（毎日11時・17時） ※2回目は必要に応じて行う。 |
| 4日目～2週間 | 1日に1回共有する。（毎日11時） |
| 3週間～1ヶ月 | 1週間に1回程度共有する。 |
| 1ヶ月以降 | 1か月に1回程度共有する。 |

< 3. 発災時における連絡体制 >

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため、次の仕組みを構築する。

①災害対策本部の設置

被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓口へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

| 災害対策本部（第1次本部体制） 設置基準 | 本部の設置基準 |
|-------------------------|---|
| 風水害等 | （1）大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （2）その他状況により必要があるとき。 |
| 地震災害 | （1）「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 （2）その他状況により必要があるとき。 |

②二次被害を防止するための被災地域活動の決定

二次被害を防止するため、被災地域での活動は被害状況を共有したうえで、災害対策本部等の指示に従い活動方針を決定する。

③被害状況等の確認方法

当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

④県への報告

当会と当市が共有した情報を、神奈川県に指定する方法にて当会又は当市より神奈川県へ報告する。※県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する。

⑤感染症流行の報告

国や神奈川県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を神奈川県に指定する

方法にて当会又は当市より県へ報告する。

⑥商工会情報セキュリティ事故の報告（情報漏えいの場合）

小規模事業者については、個人情報保護委員会等、それぞれの状況に応じた報告対応等を支援する。商工会で情報セキュリティ事故発生時には商工会 BCP に基づき報告を行う。

⑦商工会非会員の被害情報を収集するための取り組み

神奈川県商工会連合会より提供される新設企業情報などにより事業者情報を収集し、あらかじめ非会員の名簿を整備する。

必要に応じて、信用調査会社等を利用し地域小規模事業者の調査を実施し、非会員の名簿を整備する。

<発災時（感染症を含む）における被害情報の連絡・共有体制について>

①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県（中小企業支援課）は、市町村に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会・商工会議所に対して、市町村へ報告依頼をした旨を連絡する。

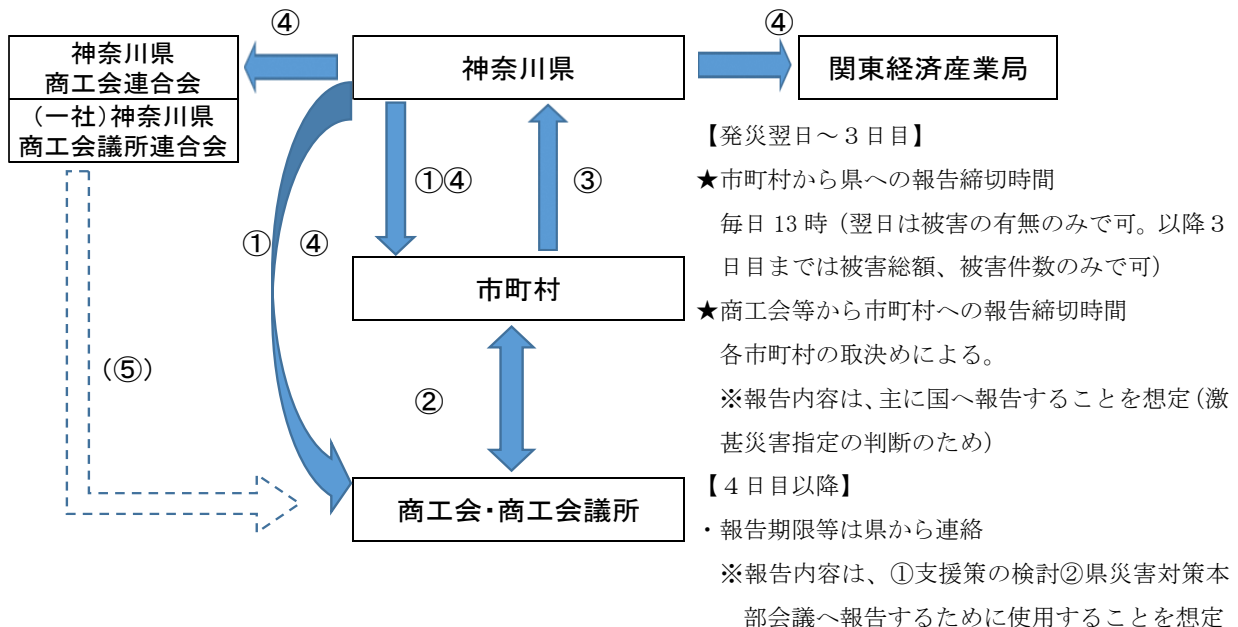
②市町村と商工会・商工会議所は、中小企業の被害情報等を共有する。

③各市町村は、商工会・商工会議所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告する。（ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が商工会・商工会議所に被害状況を確認することもある。）

④県（中小企業支援課）は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。

⑤神奈川県商工会連合会・（一社）神奈川県商工会議所連合会は、取りまとめ結果をもとに、商工会・商工会議所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

当会は、本市との協議のうえ、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。国・県より相談窓口の開設要請があった場合も同様に相談窓口を設置する。

②優先する支援業務

商工会 BCP に記載のとおり、応急対応時には以下事業を優先して実施する。

- ア 金融支援：事業継続に不可欠な資金繰り支援等
- イ 共済・保険等の契約状況確認、手続き支援
- ウ 労務・税務支援：雇用や給与等の相談に対応等
- エ 意見具申：地域小規模事業者や地域の状況報告、支援策要望等

③被災事業者への施策周知

被災事業者施策（国や都道府県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

④新型コロナウイルス感染症に対する対応

事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の等設置する。

⑤情報セキュリティ事故に対する対応

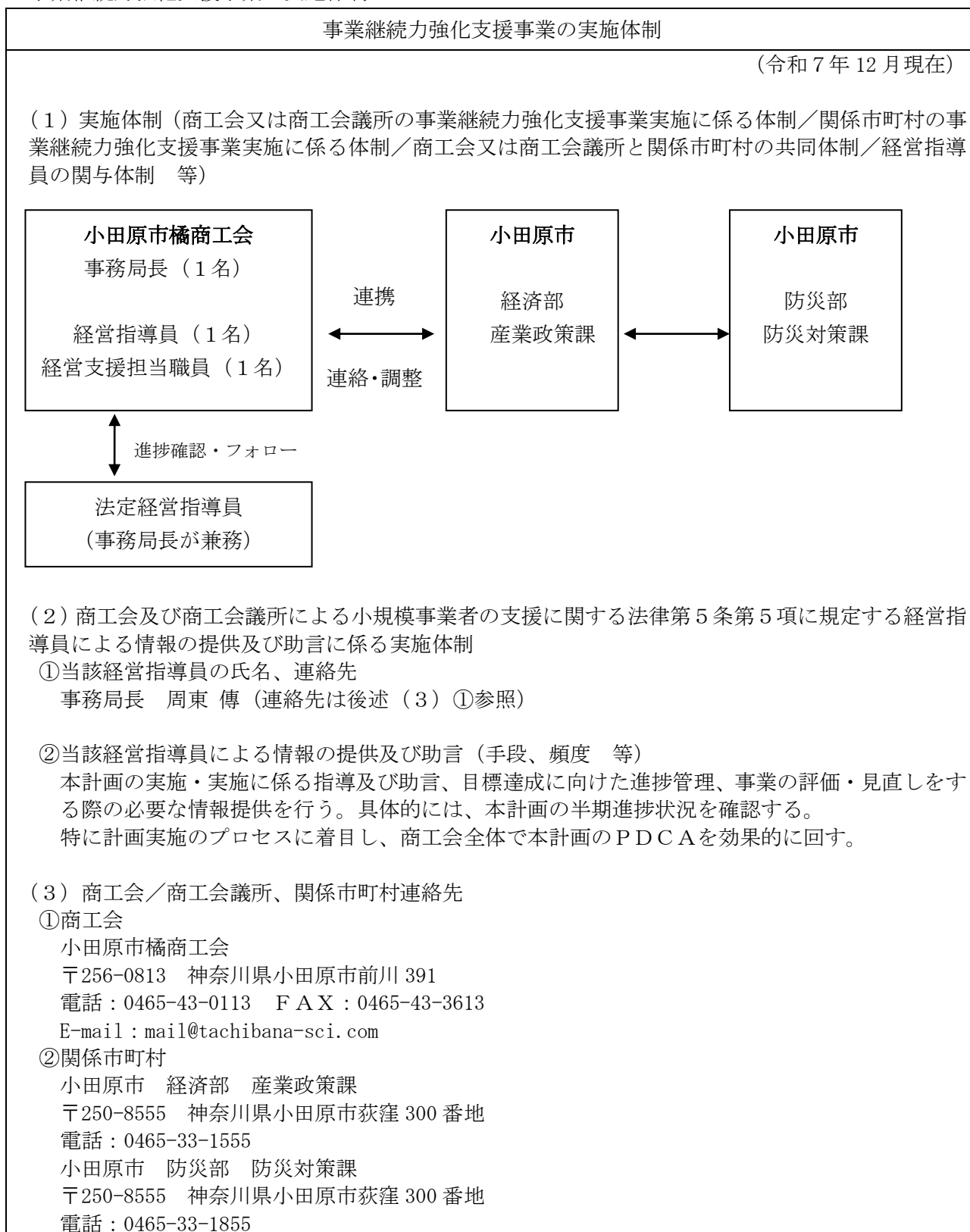
個別に相談に対応する。サイバー・セキュリティ保険（応急処置対応、調査費用、損害賠償費用の補填等）への周知をおこなう。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を神奈川県、神奈川県商工会連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 |
| 専門家派遣費 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 会議運営費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 講習会開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 周知費用 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 訓練等対策費用 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------|
| 補助金、会費収入、事業収入 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

